

不在者投票に関する注意

◎**自宅での投票はできません。**

◎請求して届いたビニールの封筒は絶対に開けないでください。

開封しますと投票できませんのでご注意ください。

◎受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の選挙管理委員会で投票してください。

滞在地の市区町村から大熊町に投票済みの投票用紙を送る必要がありますので、余裕を持って早めの投票をお願いします。

1 不在者投票ができる期間及び時間

11月1日（金）～11月9日（土） 午前8時30分から午後8時まで

ただし、市区町村によって不在者投票ができる期間や時間が異なる場合がありますので、滞在地（避難先）の選挙管理委員会にご確認ください。

2 代理投票もできます

身体の故障または読み書き不自由により、ご自分で候補者の氏名を記載できない方は、滞在地（避難先）の選挙管理委員会へ申し出ていただくと「代理投票」により投票できます。

※ 「代理投票」は、投票しようとする有権者ご自身が最寄りの選挙管理委員会へ行く必要があります。ご家族などが代わりに投票することはできません。

3 【重要】不在者投票を行わない場合は投票用紙等を返還してください

投票用紙等の交付を受けたあと、避難先で不在者投票をしないで、投票日に大熊町の投票所で投票する場合、または、大熊町の期日前投票所で投票する場合は、投票用紙一式を大熊町選挙管理委員会に返還してからでないと投票することができませんので、ご注意ください。

4 ご不明の点は、大熊町選挙管理委員会、または、滞在地（避難先）の選挙管理委員会にお問い合わせください。

大熊町選挙管理委員会

〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話 0240-23-7569